

# 事業年報概要

## 1. 総括

医療保険制度の状況について、船員保険を中心に概観する。

船員保険制度は、船員を対象とした総合的な社会保険制度として、国を保険者として運営されてきたが、平成19年の法律改正により、平成22年1月以降においては、これまで船員保険で実施してきた職務上疾病・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び雇用保険に統合され、新しい船員保険制度は、職務外疾病部門とILO条約や船員法に則った独自給付、職務上上乘せ給付を行う制度として、全国健康保険協会を保険者とし運営することとなった。

### 1. 加入者数

平成27年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、表1である。加入者数は、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」と略す。）が3,716万5千人（総人口の29.3%）、組合管掌健康保険（以下「組合健保」と略す。）が2,913万6千人（同22.9%）、国民健康保険（以下「国保」と略す。）が3,468万7千人（同27.3%）であり、この3制度で大半を占めている。また、船員保険は12万4千人（同0.1%）であり、共済組合は877万6千人（同6.9%）である。

表1 医療保障適用状況（平成27年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	126,991	100.0
協会けんぽ	21,577	15,587	37,165	29.3
法第3条第2項	13	7	19	0.0
組合健保	15,811	13,324	29,136	22.9
船員保険	58	66	124	0.1
共済組合	4,507	4,270	8,776	6.9
国保	34,687	・	34,687	27.3
後期高齢者医療 生活保護法適用者	16,237	・	16,237	12.8
	・	・	2,164	1.7

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成28年4月1日現在（確定値）による。

3. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成28年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

4. 組合健保、後期高齢者医療は、速報値である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、表2である。協会けんぽは、平成17年度から平成19年度までは増加しており、平成20年度は、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75歳以上の被保険者の75歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少したが、平成21年度以降は増加している。船員保険は毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつある。なお、平成20年度については協会けんぽ同様、後期高齢者医療制度の施行に伴う異動があったことに留意が必要である。

表2 制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,026	39,492	・
21	34,828	17	29,951	141	9,121	39,098	・
22	34,845	18	29,609	136	9,192	38,769	14,341
23	34,877	18	29,504	132	9,104	38,313	14,733
24	35,103	19	29,353	129	9,003	37,678	15,168
25	35,643	18	29,273	127	8,916	36,927	15,436
26	36,392	19	29,129	125	8,839	35,937	15,767
27	37,165	19	29,136	124	8,776	34,687	16,237

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 平成27年度の組合健保、後期高齢者医療は、速報値である。

## 2. 被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、表3である。協会けんぽは、平成19年度までは増加していたが、平成20年度は減少し、平成21年度以降は再び増加している。組合健保は、平成20年度までは増加していたが、平成21年度～平成24年度は減少し、平成25年度以降は再び増加している。船員保険は、毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつあり、平成27年度は微増に転じた。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは1.2%の増加、組合健保は0.5%の増加、船員保険は1.1%の減少となっている。

表3 被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,396	39,871
21	19,517	11	15,722	61	4,468	39,780
22	19,580	12	15,574	60	4,526	39,752
23	19,631	12	15,553	59	4,515	39,769
24	19,871	13	15,537	58	4,504	39,983
25	20,303	12	15,598	58	4,494	40,465
26	20,902	12	15,644	58	4,496	41,112
27	21,577	13	15,811	58	4,507	41,966

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 平成27年度の組合健保は、速報値である。

### 3. 標準報酬月額

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、表4である。平成27年度末の協会けんぽは28万2千円、組合健保は37万円、船員保険は40万7千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.8%の増加、組合健保は0.1%の増加、船員保険は2.4%の増加となっている。協会けんぽ、組合健保、船員保険の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をみたものが、図1である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めに推移していたが、平成22年度は低くなり、平成25年度は再び高めに推移し、平成26年度はほぼ同等となっていたが、平成27年度は再び高めに推移している。

過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.1%の減少、組合健保は0.0%、船員保険は0.7%の増加となっている。

表4 制度別標準報酬月額の平均と対前年度伸び率（年度末現在）

年度	協会けんぽ 円	法第3条第2項 (日額) 円	組合健保 円	船員保険 円	共済組合 円	国保 千円	後期高齢者医療 千円
17	283,466	12,577	370,811	377,765	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,179	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	390,620	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,306	388,287	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,149	387,114	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	365,867	388,989	411,900	1,416	797
25	277,116	13,576	366,541	394,456	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	370,072	397,567	415,565	1,444	830
27	282,001	13,986	370,300	407,025	—	—	804
	%	%	%	%	%	%	%
18	△ 0.1	1.1	△ 0.3	0.6	△ 0.9	△ 1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	2.9	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.8	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 3.2	△ 0.9	1.7	△ 6.0	△ 5.1
22	△ 0.2	3.4	1.1	△ 0.6	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.3	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.7	0.5	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	0.2	1.4	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	1.0	0.8	3.3	3.2	3.9
27	0.8	1.4	0.1	2.4	—	—	△ 3.1
10年平均	△ 0.1	1.1	△ 0.0	0.7	—	—	—

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

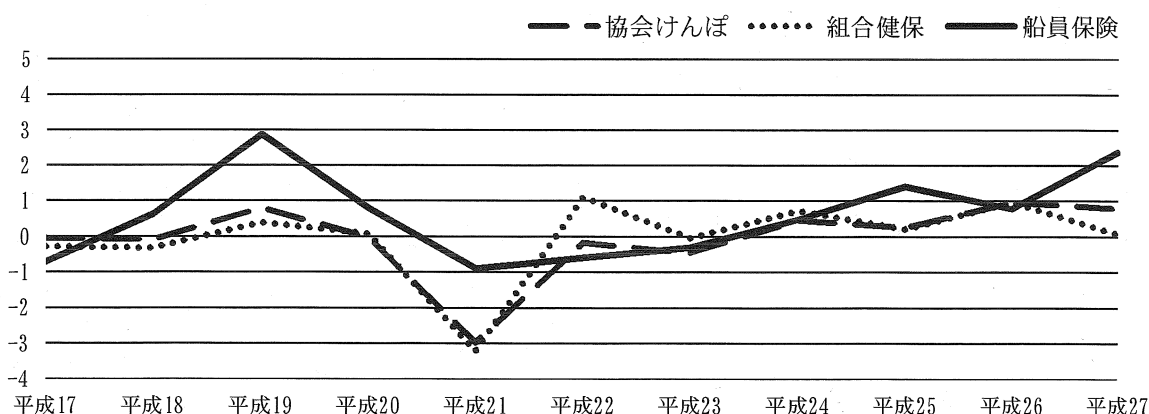
2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。

4. 平成27年度の組合健保は、速報値である。

(%)

図1 標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末現在）



#### 4. 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、表5である。協会けんぽは、平成17年度以降、加入者数の増加等により増加している。船員保険の医療費総額は加入者数の減少等により減少傾向にあったが、加入者1人当たり医療費の増加等により平成19年度からは増加に転じ、平成21年度以降は減少となっているが、これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。平成27年度は増加に転じた。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、表6である。平成27年度の協会けんぽは17万3千円、組合健保は15万4千円、船員保険は19万5千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは4.2%の増加、組合健保は3.8%の増加、船員保険は2.9%の増加となっている。協会けんぽ、組合健保、船員保険の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をみたものが、図2である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成17年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めの傾向にある。平成21年度と平成22年度の船員保険の伸び率は低くなっているが、これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは2.1%の増加、組合健保は2.1%の増加、船員保険は1.7%の増加となっている。

表5 制度別医療費総額の推移（4月～翌3月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,227	310,905
18	48,941	34	37,189	256	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	259	12,580	110,787	120,869	337,511
22	54,515	23	41,062	245	13,126	113,285	127,554	349,810
23	55,615	21	41,917	246	13,451	115,850	133,486	360,585
24	56,476	20	42,400	244	13,375	116,546	137,226	366,286
25	58,078	20	42,666	240	13,331	117,776	142,260	374,372
26	60,230	21	43,422	239	13,442	118,160	145,453	380,966
27	64,146	22	44,898	243	—	120,250	—	—

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。

2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 制度改正により平成22年1月以降、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。

4. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

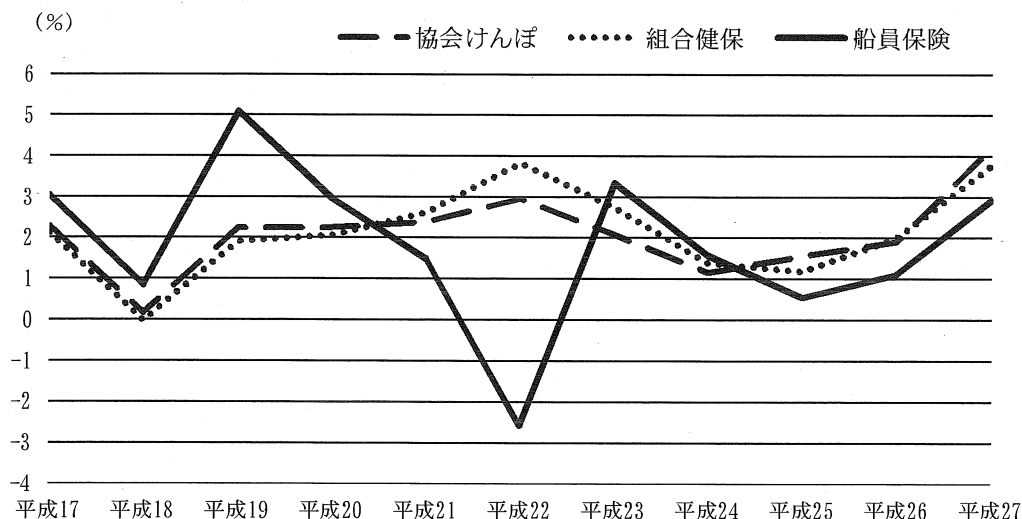
5. 平成27年度の組合健保は、速報値である。

表6 制度別加入者1人当たり医療費と対前年度伸び率（4月～翌3月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	823,032
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	129,749	179,901	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,137	182,580	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	138,224	177,866	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	142,006	183,803	147,592	298,803	921,620
24	161,306	105,434	143,976	186,691	148,483	305,432	920,673
25	163,817	114,142	145,672	187,709	149,661	314,304	930,496
26	166,944	113,847	148,586	189,794	152,308	322,945	934,008
27	173,966	112,984	154,170	195,314	—	339,175	—
	%	%	%	%	%	%	%
18	0.2	2.0	△ 0.0	0.8	0.0	2.8	1.2
19	2.2	△ 3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.1	2.9	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.6	1.5	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	△ 2.6	3.3	3.1	2.5
23	2.1	△ 10.3	2.7	3.3	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.4	1.6	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.3	1.2	0.5	0.8	2.9	1.1
26	1.9	△ 0.3	2.0	1.1	1.8	2.7	0.4
27	4.2	△ 0.8	3.8	2.9	—	5.0	—
10年平均	2.1	△ 2.9	2.1	1.7	—	3.5	—

- 注1. 各制度の事業年報等を基に作成。  
 2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。  
 3. 制度改正により平成22年1月以降、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の加入者1人当たり医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。  
 4. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

図2 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



## II. 船員保険

### 1. 適用状況

平成 27 年度末現在の船舶所有者数は 5,670 であり、前年度末に比べて 59 (1.0%) 減少となっている。被保険者数は 57,919 人であり、前年度末に比べて 169 人 (0.3%) 増加となっている。(図 3)

強制被保険者数は 54,812 人であり、前年度末に比べて 283 人 (0.5%) 増加となっており、その内訳を船舶種別で見ると、汽船等は 38,949 人で前年度末に比べ 1.4% の増加、漁船 (い) は 1,627 人で前年度末に比べ 1.3% の増加、漁船 (ろ) は 14,236 人で前年度末に比べ 1.9% の減少となっている。また、疾病任意継続被保険者数は 3,107 人で前年度末に比べ 3.5% の減少となっている。

被扶養者数は 65,842 人であり、前年度末に比べ 1,505 人 (2.2%) 減少し、扶養率は 1.144 (※) となっている。

強制被保険者の標準報酬月額平均は 411,385 円であり、前年度末に比べ 2.4% の増加となっている。強制被保険者について標準報酬月額別の分布をみると、第 27 級 (41 万円) が 7.1% で最も多く、上限の第 47 級 (121 万円) の割合は 1.3% となっている。(図 4)

加入者の平均年齢 (平成 28 年 3 月末現在) は、被保険者が 47.2 歳、被扶養者が 30.5 歳となっている。(図 5、図 6)

※75 歳以上の強制被保険者 380 人を除いて算出している。

図 3 船員保険の船舶所有者数及び被保険者数の推移 (年度末現在)

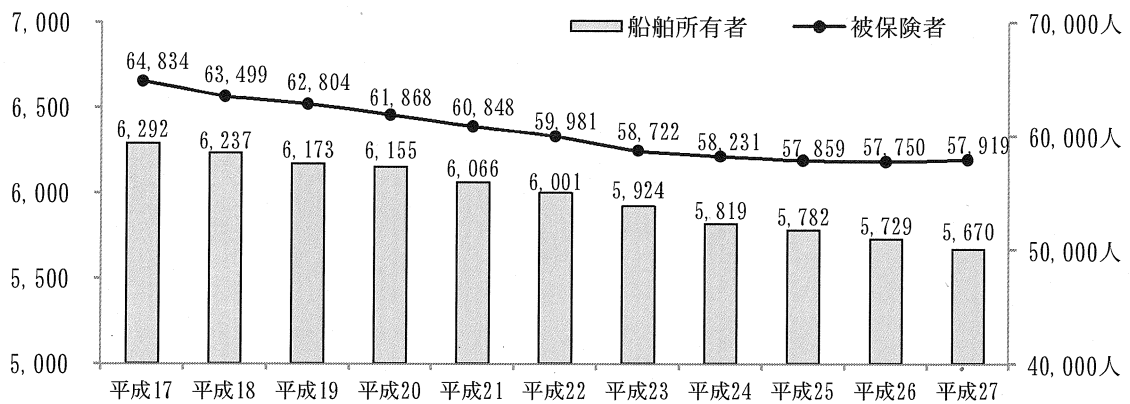
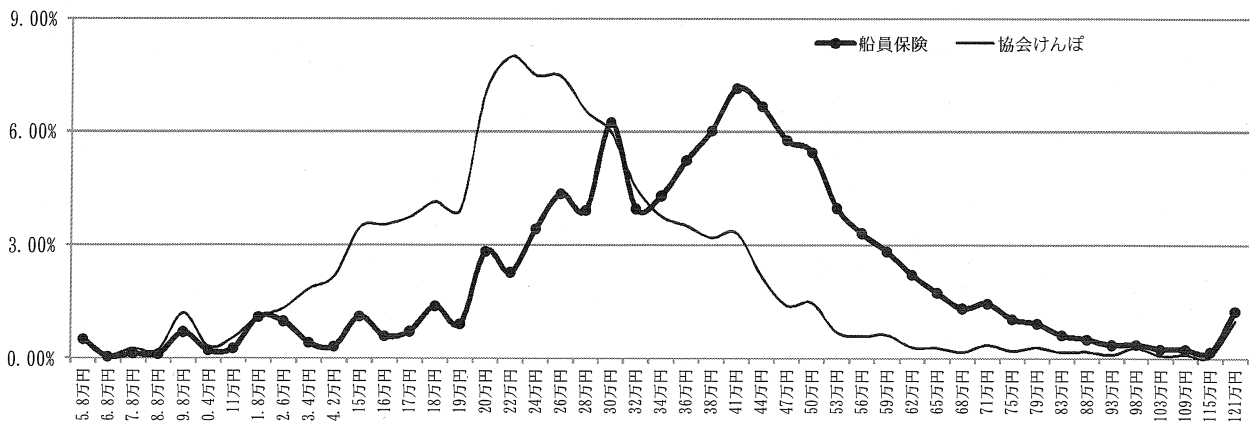
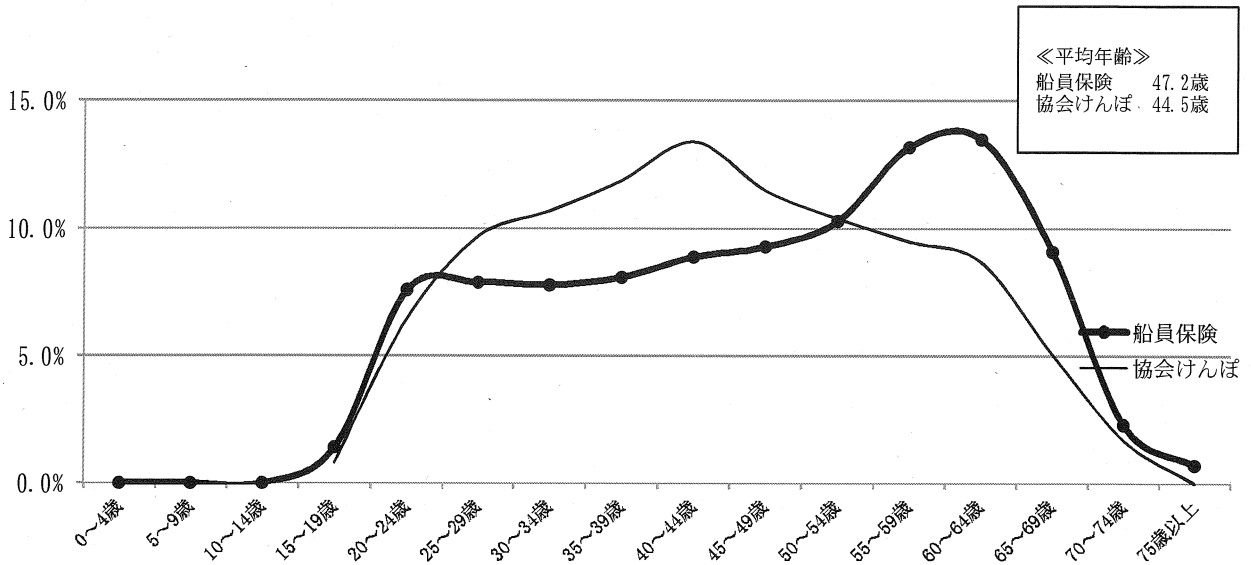


図 4 船員保険の標準報酬月額別被保険者の構成割合 (平成 27 年度末)



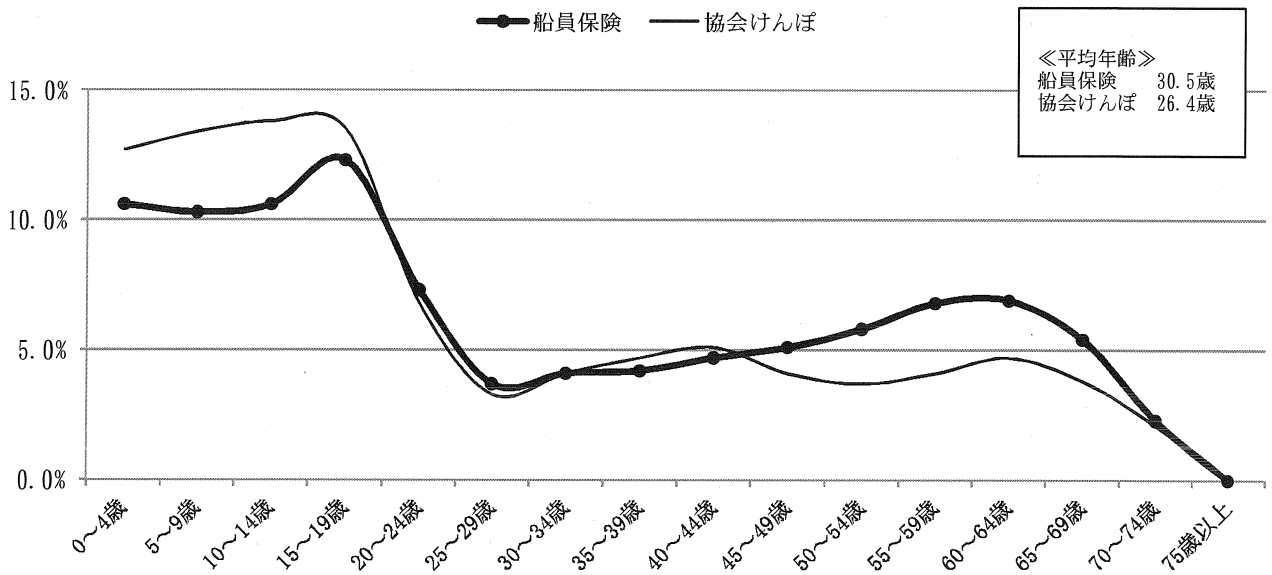
注. 船員保険は疾病任意継続被保険者を除いている。

図5 被保険者の年齢階級別構成割合（平成27年度末）



注. 協会けんぽは平成27年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

図6 被扶養者の年齢階級別構成割合（平成27年度末）



注. 協会けんぽは平成27年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

## 2. 医療費の状況

平成27年度の医療費は243億円であり、前年度に比べ1.9%の増加、加入者1人当たり医療費は195,314円であり、前年度と比べ3.1%の増加となっている。

平成27年度の医療費の内訳をみたものが、表7である。入院は78億円（全体の32.2%）、入院外は86億円（同35.5%）、歯科は23億円（同9.6%）、薬剤支給は49億円（同20.1%）となっている。

表7 船員保険の医療費の状況（平成27年度）

[全体]		(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合	
入院	3,609	3,588	505	135	7,837	32.2%	
入院外	3,248	4,797	496	95	8,635	35.5%	
歯科	1,100	1,139	69	18	2,327	9.6%	
薬剤支給	2,099	2,417	302	55	4,874	20.1%	
入院時食事療養費・生活療養費	124	146	24	4	298	1.2%	
訪問看護療養費	4	27	1	0	32	0.1%	
療養費	135	159	...	...	294	1.2%	
移送費	6	0	...	...	6	0.0%	
合計	10,325	12,274	1,397	308	24,304	100.0%	

注1. 下船後の療養補償及び経過的職務上給付の医療費は被保険者に含まれている。

2. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

[内訳①: 職務外給付]		(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合	
入院	2,382	3,588	505	135	6,611	29.2%	
入院外	2,967	4,797	496	95	8,355	37.0%	
歯科	1,085	1,139	69	18	2,311	10.2%	
薬剤支給	1,995	2,417	302	55	4,770	21.1%	
入院時食事療養費・生活療養費	84	146	24	4	259	1.1%	
訪問看護療養費	2	27	1	0	30	0.1%	
療養費	102	159	...	...	261	1.2%	
移送費	6	0	...	...	6	0.0%	
合計	8,623	12,274	1,397	308	22,602	100.0%	

[内訳②: 下船後の療養補償]		(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合	
入院	1,198	.	...	...	1,198	73.6%	
入院外	254	.	...	...	254	15.6%	
歯科	15	.	...	...	15	0.9%	
薬剤支給	91	.	...	...	91	5.6%	
入院時食事療養費・生活療養費	37	.	...	...	37	2.3%	
訪問看護療養費	2	.	...	...	2	0.1%	
療養費	31	.	...	...	31	1.9%	
移送費	—	.	...	...	—	—	
合計	1,628	.	...	...	1,628	100.0%	

[内訳③: 経過的職務上給付]		(単位:百万円)					
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合	
入院	29	.	...	...	29	39.0%	
入院外	27	.	...	...	27	35.8%	
歯科	1	.	...	...	1	1.4%	
薬剤支給	13	.	...	...	13	18.0%	
入院時食事療養費・生活療養費	2	.	...	...	2	3.2%	
訪問看護療養費	—	.	...	...	—	—	
療養費	2	.	...	...	2	2.6%	
移送費	—	.	...	...	—	—	
合計	74	.	...	...	74	100.0%	



### 3. 保険給付の状況

#### (1) 疾病給付

平成 27 年度の疾病給付費は 220 億円であり、前年度と比べ 1.4% の増加となっている。

疾病給付費の内訳をみたものが、表 8 である。医療給付費は 192 億円 (疾病給付費の 87.7%) であり、うち診療費部分は 151 億円で医療給付費の 78.3% を占めている。その他の現金給付費は 27 億円 (同 12.3%) であり、うち傷病手当金は 19 億円でその他の現金給付費の 70.6% を占めている。

加入者 1 人当たりで見ると、疾病給付費は 171,424 円、医療給付費は 154,663 円、その他の現金給付費は 21,761 円となっている。

表 8 船員保険の疾病給付費の状況 (平成 27 年度)

[全体]	(単位:百万円)							
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	8,244	9,488	1,207	246	61	—	19,246	87.7%
入院	3,271	3,057	468	121	・	・	6,916	31.5%
入院外	2,411	3,595	418	70	・	・	6,494	29.6%
歯科	776	810	56	13	・	・	1,655	7.5%
薬剤支給	1,546	1,768	249	39	・	・	3,602	16.4%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	91	89	14	3	・	・	196	0.9%
訪問看護療養費	3	19	1	0	・	・	24	0.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	—	—	…	…	・	・	—	—
療養費	105	113	…	…	・	・	218	1.0%
移送費	6	0	…	…	・	・	6	0.0%
高額療養費	35	38	…	…	61	—	134	0.6%
その他の現金給付費	2,197	510	…	…	・	・	2,708	12.3%
傷病手当金	1,911	・	…	…	・	・	1,911	8.7%
休業手当金	188	・	…	…	・	・	188	0.9%
葬祭料	88	47	…	…	・	・	135	0.6%
出産育児一時金	4	463	…	…	・	・	468	2.1%
出産手当金	6	・	…	…	・	・	6	0.0%
合計	10,441	9,998	1,207	246	61	—	21,953	100.0%

注1. 下船後の療養補償・職務上乗せ給付及び経過的職務上給付は被保険者に含まれている。

注2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

## [内訳①:職務外給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	6,542	9,488	1,207	246	61	—	17,544	88.3%
入院	2,044	3,057	468	121	・	・	5,690	28.6%
入院外	2,131	3,595	418	70	・	・	6,213	31.3%
歯科	760	810	56	13	・	・	1,639	8.3%
薬剤支給	1,441	1,768	249	39	・	・	3,498	17.6%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	51	89	14	3	・	・	157	0.8%
訪問看護療養費	1	19	1	0	・	・	22	0.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	—	—	…	…	・	・	—	—
療養費	72	113	…	…	・	・	185	0.9%
移送費	6	0	…	…	・	・	6	0.0%
高額療養費	35	38	…	…	61	—	134	0.7%
その他の現金給付費	1,813	510	…	…	・	・	2,323	11.7%
傷病手当金	1,721	・	…	…	・	・	1,721	8.7%
葬祭料	81	47	…	…	・	・	128	0.6%
出産育児一時金	4	463	…	…	・	・	468	2.4%
出産手当金	6	・	…	…	・	・	6	0.0%
合計	8,354	9,998	1,207	246	61	—	19,867	100.0%

## [内訳②:下船後の療養補償・職務上乗せ給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	1,628	・	…	…	・	・	1,628	89.6%
入院	1,198	・	…	…	・	・	1,198	65.9%
入院外	254	・	…	…	・	・	254	14.0%
歯科	15	・	…	…	・	・	15	0.8%
薬剤支給	91	・	…	…	・	・	91	5.0%
入院時食事療養費・生活療養費	37	・	…	…	・	・	37	2.0%
訪問看護療養費	2	・	…	…	・	・	2	0.1%
療養費	31	・	…	…	・	・	31	1.7%
移送費	—	・	…	…	・	・	—	—
その他の現金給付費	188	・	…	…	・	・	188	10.4%
休業手当金	188	・	…	…	・	・	188	10.4%
合計	1,816	・	…	…	・	・	1,816	100.0%

## [内訳③:経過的職務上給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	74	・	…	…	・	・	74	27.4%
入院	29	・	…	…	・	・	29	10.7%
入院外	27	・	…	…	・	・	27	9.8%
歯科	1	・	…	…	・	・	1	0.4%
薬剤支給	13	・	…	…	・	・	13	4.9%
入院時食事療養費・生活療養費	2	・	…	…	・	・	2	0.9%
訪問看護療養費	—	・	…	…	・	・	—	—
療養費	2	・	…	…	・	・	2	0.7%
移送費	—	・	…	…	・	・	—	—
その他の現金給付費	197	・	…	…	・	・	197	72.6%
傷病手当金	190	・	…	…	・	・	190	70.1%
葬祭料	7	・	…	…	・	・	7	2.6%
合計	271	・	…	…	・	・	271	100.0%

(2) 年金等給付

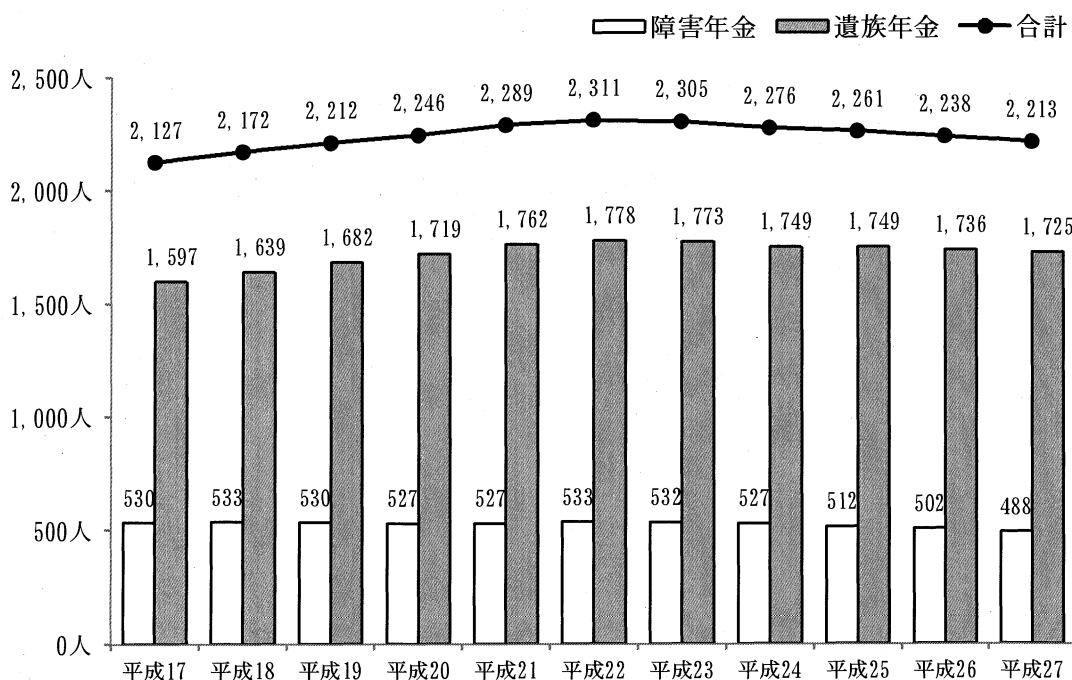
平成 27 年度末現在の新法職務上年金の受給権者は 2,213 人であり、前年度末に比べて 25 人 (1.1%) 減少となっている。そのうち、障害年金受給権者は 488 人で前年度末と比べて 14 人 (2.8%) 減少、遺族年金受給権者は 1,725 人で前年度末と比べて 11 人 (0.6%) 減少となっている。

平成 27 年度末現在の新法職務上年金受給権者の年金総額は 4,647 百万円であり、前年度末に比べて 25 百万円 (0.5%) 減少となっている。そのうち、障害年金受給権者の年金総額は 1,041 百万円で前年度末と比べて 26 百万円 (2.4%) 減少、遺族年金受給権者の年金総額は 3,606 百万円で前年度末と比べて 1 百万円 (0.0%) 増となっている。

また、平成 27 年度末現在の新々法職務上年金の受給権者は 17 人であり、そのうち、障害年金受給権者は 4 人、遺族年金受給権者は 13 人となっている。

平成 27 年度末現在の新々法職務上年金受給権者の年金総額は 31 百万円であり、そのうち、障害年金受給権者の年金総額は 9 百万円、遺族年金受給権者の年金総額は 22 百万円となっている。

図 7 船員保険の年金受給権者数の推移 (新法職務上年金)



注 1. 新法職務上年金とは、平成 21 年 12 月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により船員保険の職務上給付 (労災保険相当分) が労災保険に統合された平成 21 年 1 月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給する職務上年金をいう。[経過的職務上給付]

注 2. 新々法職務上年金とは、平成 22 年 1 月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、労災保険の給付の上乗せとして支給する職務上年金をいう。[職務上上乗せ給付]